

商 法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

設問 1 (配点 20 点)

① について、取締役会決議を必要とする。その理由は、356 条 1 項 2 号の利益相反直接取引に該当するかが、まず問題になる。「自己又は第三者のために」と「取引をしようとするとき」に該当するか検討してみると、A は、P 社代表取締役かつ Q 社代表取締役でもあり、A は、Q 社が所有する 2000 万円のマンションを、P 社に 4000 万円で買い取らせようとしている。また、A は Q 社株式を 100% 保有しているので、自己の名義で P 社とマンションの売買契約を締結しているので、A の利益と P 社の利益が相反し、P 社の不利益を被らせる危険があるので、P 社の取締役会決議が必要になる。

② について、会社法 369 条 2 項において、P 社の取締役会決議に対して、A は、特別利害関係取締役に当たるので、本件決議について、出席権、意見陳述権、審議権、議決権を有していないので、A は、出席できず、議決権行使も出来ない。なぜなら、A は、忠実義務違反を犯す危険性があり、自己の利益獲得に向けて会議を誘導する危険性があるから、公正な取締役会の決議の形成に支障が生ずるからである。

設問 2 (配点 20 点)

株主代表訴訟 (会社法 847 条) によって、取締役らの会社法 423 条責任を追及することができる。

そこで、423 条の取締役の会社に対する責任の要件に該当するかどうか、本問のポイントになる。423 条責任の要件は、①任務懈怠、②損害、③因果関係、④①の帰責事由 (この要件は、取締役側の善意・無過失の立証責任という抗弁として機能する) である。A、B、C に任務懈怠があるか、任務懈怠とは、法令違反または善管注意義務違反である。本設問の場合、取締役会決議を行い、その決議には特別利害関係を有する A は出席せず、議決権行使もしていないので、法令違反はなく、善管注意義務違反の有無が問題になる。もっとも、会社法 423 条 3 項は、利益相反取引において、会社に損害が発生した場合に、任務懈怠推定規定を置いているので、A は、同条同項 1 号にあたり、B・C は、3 号に該当する。損害額としては 2000 万円の損害が発生し、A・B・C の任務懈怠があったので損害が発生しているので、因果関係もある。したがって、X は、取締役 A・B・C に対し、2000 万円の損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴することができる。

以上